

徳島県告示第六百九十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

平成二十九年十二月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		名 称	四国日の出商事株式会社
所在地		所在地	徳島市国府町南岩延字西野 八九五番地一五
指定障害児通所支援事業を行う事業所		名 称	日の出タッチ国府教室
所在地		所在地	徳島市国府町南岩延字西野 八九八番地一一
サービスの種類	種類	種類	児童発達支援 放課後等デイ サービス
指定	年月日	年月日	平成二十九年 十二月一日